5　前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号の入力及び生体認証符号等の使用を要することとしている申請等を行おうとする者は、識別番号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用してその申請等を行わなければならない。

6　前三項の規定による申請等を行おうとする者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ第三項若しくは第四項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号又は前項の規定による申請等に係る識別番号の通知を受けている者については、この限りでない。

7　行政機関等は、前項の届出を受けたときは、第三項若しくは第四項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号又は第五項の規定による申請等に係る識別番号を付し、これらの番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

8　前項の通知を受けた者は、第六項の規定により届け出た事項その他の行政機関等が指定する事項に変更があったとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。

（署名等に代わる措置）

第六条　法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること

二　前条第三項に規定する識別番号及び暗証番号を入力すること

三　前条第四項に規定する識別番号及び暗証番号を入力し生体認証符号等を使用すること

四　前条第五項に規定する識別番号を入力し生体認証符号等を使用すること

2　法第七条第四項及び第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第七条　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

三　申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

（新設）

4　前項の規定による申請等を行おうとする者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ前項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号の通知を受けている者については、この限りでない。

5　行政機関等は、前項の届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

6　前二項の規定により識別番号及び暗証番号を通知された者は、第四項の規定により届け出た事項その他の行政機関等が指定する事項に変更があったとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。

（署名等に代わる措置）

第五条　法第三条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は前条第三項に規定する識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

（新設）

2　法第四条第四項及び第六条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

（新設）